

# 新指導要領と新潟県の子ども・学校

片岡 弘

## はじめに

文部省は、新しい教育課程の基準を示した（改訂）学習指導要領（幼稚園は教育要領）を三月一五日付官報で告示しました。小・中学校では二年ぶり、高等学校では一年ぶりの改訂です（幼稚園は三年ぶり）。

学習指導要領は、もともと「……教育課程をどんなふうに生かして行くかを教師自身が自分で研究して行く手引きとして書かれたもの」（一九四七年「学習指導要領一般編」序論）で、当初その表紙には「試案」と明記されていました。しかし、「道徳」を特設し「君が代」「日の丸」を初登場させた一九五八年の改訂以降、文部省は指導要領には「法的拘束力」があるとしてこ

れを官報で告示し、教育内容への国の介入を強める手段にしてきており、これによって、学校現場では八九年度から早速（高校は九〇年度）新しい教育課程への「移行措置」がとられ、幼稚園が九〇年度から、小学校九一年度、中学校九二年度、高校は九三年度から、それぞれ全面実施されるということになっています。

今回の改訂で新しい指導要領に何が盛り込まれるかについては、中曾根前首相による、「戦後政治の総決算」路線の教育版青写真ともいべき「臨教審」答申（八七・八・七）と、その意を受けたの教育課程審議会答申（八七・一一・二四）の記述内容からすでに予測はできましたが、昨年七月、改訂案の骨子の公表で、案に違わず、西側の一員として「国際社会に貢献する

日本人の育成」を強調しつつ、「愛国心」教育を全面に掲げて「国旗・国歌」教育を義務化し、さらには「個性・特性に応じて」の名目で学力の遅れを当然視する内容を持つものであることは、つまりしてきました。告示のはば一ヶ月前（八九・二・一〇）に文部省は改訂学習指導要領の成案を発表しました。翌一一日の新聞は一齊にこれを一面トップで報じましたが、各紙が書いたタイトル・見出しは新指導要領の性格を実に端的に浮き上がらせていくように思いました。

「「日の丸」・「君が代」義務づけ」（新潟日報・朝日新聞・赤旗）

「これで学力は大丈夫なの——遅れる生徒見捨てる……負担が重くなった小学生」（赤旗）

「「習熟度別」中学から」「現場まかせの選択拡大——子供の選別、どう回避」（毎日新聞）

「「道徳」充実も図る——高校の「社会科」解体」（毎日）

「小学校に「生活科」新設——戦後教育を大転換」（毎日報）

「、ゆとり、一転、愛国心、——教室に統制の色濃く」（日報） etc.

### 一、一年生・文字認知の実態と指導要領

本誌一五号（八七・九）掲載の座談会で、その年初めて自分の子を小学校に入学させた金田広さんが、次のように発言をしていました。

「入学に際しての懇談会では名前が書ける程度でよい、という学校のお話で安心していたのですが、やがて学校が始まると、文字の習得や算数の勉強の進度が速くて、なかなかついていけない状況が間もなく現れてきたんです。例えば数ですが、カードの裏に9が書いてあり、表に6+3、4+5などが書いてあるのを持たせられて、家で覚えてくるようなどういう宿題なのです。毎晩一〇時過ぎまでやるのですが、子どもはもうすっかり意欲をなくしていく、どうにも思うようにゆかない……文字の練習もそうでした……」

金田さんに限らず、多かれ少なかれ同じような経験をしている人は多いのではないでしょうか。ある懇談会では、「長男の時には（学校の言う通りにして）失敗しちゃつたんで、次男の時は、入学前に一生懸命ひらがなを教えましたわ」という母親の声を耳にしました。少し遡りますが、六八年改訂の指導要領は、多くの識者の反対にもかかわらず、小学校の社会科に「天皇

への敬愛の念」の文言を入れ、「神話教育」を復活させることなく、「國家主義」的色彩をいつそう強めながら、同時に財界の労働力育成の要求に応えた「能力主義」教育を推し進めようというので、小学校低学年から学習内容に過密なダイヤが組み込まれていきました（注）。以後「つめこみ教育」による「落ちこぼれ」が大きな社会問題としてクローズアップされてきます。

そうした「つめこみ教育」に対する国民の批判が高まるなかで、七七年に改訂された現行の指導要領はその中で「ゆとり」と「充実」をうたい、「学習の遅れがちな児童、心身に障害のある児童等については、児童の実態に即した適切な指導を行うこと」（第一章総則8-1-3）と書きました。

このとき教科書会社も、教科書編集の方針に、例えば「国語」の場合「国語の基礎的能力が確実に身に付くよう、児童の発達段階に応じ、学習内容を最も基本的事項に精選し、その重点化と系統化を図った」（光村図書「くくる一上」編集の趣旨一九八〇年）と書き、特に一年生最初の段階については「入門期は七月まで一学期いづばいとし、ゆとりを持って基礎的な事項を一步一步積み上げていくことができるようにした」（前掲）としました。そして、

[資料1] 小学校1年生4月教材(155頁)  
提出文字の推移(光村図書「小学校国語」)

86年版	83年版	80年版	一橋国	二橋国	三橋国	四橋国	五橋国	六橋国	七橋国	まちの
みえる たたかい る										
うしょら い	いいる									
さわな たち	あつまれ る	みるる								
あした た	さよなら う	はやい く								
あひよ む	あかがい い	ひかる く								
あいつ えお	いつもの うつむけた う	あつまれ る								
あいう えお	あいう えお	あいう えお	あいう えお	あいう えお	あいう えお	あいう えお	あいう えお	あいう えお	あいう えお	あいう えお
あいう えお	おやすみ は	かいたい ね								
まつり	まつり	まつり	まつり	まつり	まつり	まつり	まつり	まつり	まつり	まつり

(注) 一九六〇年代後半までは、教科書会社も入門期の国語指導にかなりの配慮を示しており、「光村」の場合四月教材の文字配当は、ひらがな消音二八字、長音一字(う)、助詞「は」であった。しかし六年の指導要領全面改訂を受けて、八〇年版では四月教材での提出文字を清音のみ三五字に減らしました(資料①参照)。

七七年版の教科書(光村「こくご一上」の場合)までは一年生の四月教材にひらがな清音四三字、濁音八、助詞「を」、長音(う)が配当されていたのですが、ここで一定の改善を図り、八〇年版では四月教材での提出文字を清音のみ三五字に減らしました(資料①参照)。

## 〔資料2〕

68年の改訂で急増した提出文字  
(1年4月教材・配当15時間)

	学園		日書		光村		東書 新版	教出 新版
	新版	旧版	新版	旧版	新版	旧版		
みじかい清音	41字	32字	41字	24字	42字	28字	39字	42字
にごった音	9字	5字	8字	2字	10字	0字	5字	6字
つまる音	1字	1字	7字	0字	4字	0字	3字	7字
ながい音	6字	3字	7字		7字	1字	7字	6字
ねじれた音	1字	0字	2字		0字	0字	2字	0字
ねじれたながい音	0字	0字	1字		0字	0字	1字	1字
は・お・へを	0字	0字	は・を	は・へ	は・を	は	を	は・を
特例表記、記号	0字	0字	おおきい	0字	いうおおきい	0字		とおおきい、「」

「新小学校教科書を告発する」日本教職員組合編より

## 〔資料3〕

学習指導要領に示された小学校で  
習得しなければならない漢字の配当  
第1回の「改訂」でさらに9字増えている。

	1958年 改訂	現行(68 年改訂)	こんど改訂 されると
1年生	46	76(+30)	80(+4)
2	105	145(+40)	160(+15)
3	187	195(+8)	200(+5)
4	205	195(-10)	200(+5)
5	194	195(+1)	185(-10)
6	144	190(+46)	181(-9)
合計	881	996(+115)	1005(+9)

ひらがな清音にとどめたとはいえ提出文字が四〇字に増えています。しかも五月に入ると最初の六時間ほどの中学生で、残りの清音五音三字、撥音「ん」、濁音「ん」、助詞「が」「を」などが目白押しになってくるのです。また、母音を中心として教材を構成し、同じ文字の提出頻度を高くして定着を図ますが、教科書の第一場面から文字(ことば)

の八八一字から九九六字とされ、一年生で三十字が増やされた。算数にも新しく「集合」「確率」が導入され、つめこみ教育の強化が進む。以後「落ちこぼれ」問題が大きくクローズアップされてくるようになった(資料②③参照)。

この後教科書は、同一指導要領(現行)の下で、二回改訂されています。その都度の「検定」の過程でどういう経緯があったかは知るよしもありませんが、八六年版光村図書「こくご一上」(八五・三・三・文部省検定済)の四月教材は大きく様変わりしました(資料①参考)。

が提出されていることとも相俟って、扱い方如何では、機械的な文字習得を子どもに強いる危険性が危惧されます。「子供たちの想像力を広げ「ページをめくる喜びを経験させ」て「より豊かな想像、より活発な言語活動を導き出せるように……」（光村「小学校国語」編集の趣旨八三年）と、一場面・二場面は絵のみで構成し文字の提出は三場面からにしたというそれまでの配慮を、「…学習内容を最も基本的事項に精選し、その重点化と系統化を図」（前掲編集の趣旨）らんがために自ら後退させてしまったものと言えます。後述もしますが、この傾向は、今回「改訂」の新指導要領の下でさらに加速されるでしょう。

「五歳児の一月で、七八パーセントの子どもがひらがな清音の読み書きができる」という国立国語研究所の調査があるということですが、入学してくる新一年生のほとんどが、すでにひらがなの読み書きを身につけているという前提で、一年生国語入門期の教科書が作られているとしか思えません。

仮に右の研究所の調査結果が客観的なものであったとしても、端的に言えば一二パーセント（四十人学級で八・八人の子どもは入学式ですでに「落ちこぼ」されていることになるではありませんか。

それはそうとして、就学時の子どもの文字認知の実

態は実はもっと複雑なのです。（資料④）は、就学時における子どものひらがな清音習得の状況を調べたものです。調査の時期や方法、あるいは判定の基準などが違うでしようから単純比較はできませんが、書けないのが一文字以上あるという子がどの調査でもおよそ三分の一を占めています。調査（A）は関東圏に近い南魚沼の農村の、今から一五年前の一年生の実態です。調査（B）は一昨年の調査ですが、県北・岩船の平場農村の一年生です。そして（C）は、六年前の、これは兵庫県西宮市の一年生……都市農村を問わず、また一五年前も今も、就学時における子どもの文字習得の実態はあまり変わってはいないようです。

ところで、子どもが「まちがった、書けなかつた」文字はどの文字なのでしょうか。資料④では残念ながらそこまでの分析をしていません。しかしこのことは重要です。八三年に私自身、平場農村の小学校で一年生の担任をしていましたが、そのとき次のように書いています。

「…入学時でひらがな清音の全部が読めたのは三〇人中二八人であったが、書く段になると、特に「む」「ぬ」「ぶ」「ゆ」など地域性からくるあいまいな発音の文字、また、「ね」「わ」「れ」「な」「を」などの複雑な連筆の文字の書けない者、不完全なもの、混同す

## 〔資料4〕

入学時における「ひらがな」清音の読み書き調査 (A)

できない字数	読む	書く
0字	32人 80.0%	4人 10.0%
1~5	5 12.5	22 55.0
6~10	1 2.5	2 5.0
11~15		4 10.0
16~20		2 5.0
21~25	1 2.5	3 7.5
26~30		
31~35	1 2.5	1 2.5
36~40		2 5.0

※書くことについては、筆順・字形は問題にせず。

(1974.4調。南魚・六日町小学校南雲昭三氏の報告 ——24次県教研)

入学時における「ひらがな」清音の読み書き調査 (B)

できない字数	読む	書く
0字	19人 57.6%	11人 33.3%
1~5	8 24.2	2 6.1
6~10	3 9.1	8 24.2
11~15		4 12.1
16~20	1 3.0	4 12.1
21~25	1 3.0	3 9.1
26~30	1 3.0	
31~35		1 3.0
36~40		

(1987.4調。岩船・保内小学校小林澄子氏による)

清音「書く」46文字誤答率(C)

誤答文字数	人數比
0字	8.6%
1~5	34.4
6~10	28.6
11~15	6.7
16~20	
21~25	8.6
26~30	2.9
31~35	2.9
36~40	8.7

(1983.4.26調。西宮市高木小学校  
1年4組——雄鶴『教育』No.427)

る者などが半数いたし、「わ」「を」「せ」「が」などの鏡文字の子が四人ほどいた…」(入門期の文字指導と表現指導)。

そして、そのような実態の子どもが教科書で初めて出会う文字は、八五年版でいえば「た」「か」「い」であり、「み」「え」「る」のように、かなり運筆の

難しい文字なのです。

もともと書き言葉を獲得するということは「言語的思考」への歩をすすめることであって、それは「二重の抽象(音声なし、相手なし)の獲得」(ヴィゴツキー「思考と言語」柴田訳・明治図書)といわれるほど子どもにとっては高度な精神活動なのです。一字一音のひらがな化された音符としての側面も持つからなおさらといえます。

教科書通りの授業が進められたらどうなるでしょうか。叱咤激励されて、それでも子どもは必死で文字を覚えるでしょう。しかしそこからは、現象から共通点

を見出だして、それを一般化していく「資質」は生まれません。結局、就学前から文字を覚え読み書きのかなりできる子とそうでない子の格差は、単に、覚えた文字の数の差の問題を越えて、それぞれの認識能力の質の格差に発展するのです。そしてその結果としての「言語能力」を、画一化された基準（その最たるものは、いわゆる「市販テスト」です）でしか評価されないとしたら、評価の結果は、あたかも固定化した個々の「能力」のように描き出されてしまうでしょう。

〔資料5〕新たに加わった漢字と削除された漢字

( ) 内は現行の配当学年  
(削) は削除されたもの  
(新) は新たに加わったもの

## 二、学力の遅れも「個性」?

小学校一年生、国語入門期の場合について少し詳しく述べましたが、新指導要領では、今以上に小学校低学年からの学習の比重が重くなっています。前出の〔資料③〕でもわかるように、小学校で習得す

べき漢字の数が全体でまた九字増やされました。  
・二年生だけで、合わせて一九字も増えているのです  
(資料⑥参照)。

国語だけではありません。〔資料⑥〕は、算数の指導内容が現行と比べてどうなるかをあらわした表です。一年生で三位数が出てくるほか、二年生では、従来は六年生で扱っていたミリリットルの学習が入ってきます。実は、「ゆとり」を掲げた現行の指導要領の下でも、

第1学年 現行 76→80	貝 玉 草 竹 (2年) 國 角 活 岩 兄 言 公 細 遊 緯
第2学年 現行 145→160	直 内 肉 万 (3年) 姉 (4年) 弓 矢 丸 羽 (6年)
第3学年 現行 195→200	委 央 漢 区 宿 真 相 想 遠 譲 倍 築 緯 (4年) 羊 (6年) 皿 苛 豆 箕 (新)
第4学年 現行 195→200	果 調 無 児 視 特 得 未 (5年) 街 泣 徑 好 笑 仲 兆 (6年) 花 松 果 東 梅 (新)
第5学年 現行 195→185	勢 (4年) 可 (6年) 桜 枝 例 夢 (新) 歎 休 (削)
第6学年 現行 190→181	姐 爪 収 素 隅 善 (5年) 激 盛 装 庭 並 幕 (新) 音 純 駅 雷 是 俗 式 (削)
総字数 現行 996 →1006	※上下1学年の漢字は必要に応じて教えてよい ※上學年の漢字も振り仮名をつければ使用可

## 〔資料7〕

▽現行でも足りない指導時数  
(小学2年「足し算と引き算」の単元の例)

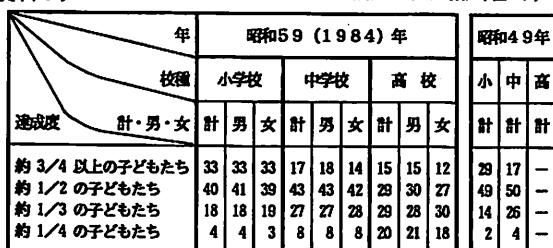
	指導書の時数配分	実際の授業では
①3つの数の計算 38人+37人+39人=.....	1時間目	1時間目
②計算の順序(+)の使い方 .....	-2時間目	2時間目
③まとめて買う 100円-(30円+20円)=		3~4時間目
(たし算と引き算の使い方)		1時間ずつでは無理。最低2時間ずつ必要。
④たし算の形で計算はひき算 ..... A+B=C	3時間目	
⑤ひき算の形で計算はたし算 ..... ? - B = C	4時間目	
⑥ひき算でひく数がわからない ..... A - ? = C	5時間目	

## 〔資料6〕 さらに難しくなる小学校の算数

学年	現行の教科書	→ 新指導要領 (移動していく学年)
小1	・2位数 → 簡単な3位数にも触れる (例) 89 109など (2年から) ・「加法、減法を式で表し、式を読むこと」を加える	
小2	・2位数の乗法 (3年から) (従来通り3年からに修正) ・「数の相対的大さを理解する」を加える ・「1つの数をほかの数の積とみる」を加える ・80+□=120などを用いてよい (3年から) ・ミリリットル (ml) を加える (6年から)	
小4	・「そろばん」を4年でも必修に ・アール(a)、ヘクタール(ha)を加える (6年から) ・四角形の相互の関係に着目しながら作図する ・立体图形を平面に表現する	
小5	・「最大公約数」「最小公倍数」を加える (中1から)	
小6	・角柱、円柱の体積と表面積を求める (中1から) ・角すい、円すいの体積と表面積を求める (中1から)	

(「赤旗」88.11.10より)

## 〔資料8〕教師がみた学習目標の達成度 (数字は解答した教師の数、単位: %)



※学習指導要領にもとづく学習目標がどの程度達成されているか

という問い合わせの回答。(1984年分)

▼「4分の3」以上が達成..... (小) 33% (中) 17% (高) 15%

▼「2分の1」かそれ以下..... (小) 62% (中) 78% (高) 78%

例えば一年生の「たしざんとひきざん」の指導の例 (資料7) でもわかるように、もし指導書(つまり教科書)通りに授業を進めたとしたら、新潟県の子どもの恐らく四分の三は、「落ちこぼ」されてしまうでしょう。

(資料8)は、一九八六年に発表された全国教育研究所連盟による調査のまとめです。これは「学習指導要領にもとづく学習内容がどの程度達成されているか」を現場の教師たちにアンケートしたものです。

シヨックギングなどの成している子どももは二分の一がそれ以下だと、小学校で六二パーセントの中学校・高校では七八パーセントの教師が回答していることです。この実態は新潟県でも

例外ではありません。

それでも多くの教師たちは、〔資料⑦〕右の部分の

れをも「個性」「特性」の名で正当化しようとする意図がありありとうかがえるではありませんか。

よう、いろいろ時間をやり繰りしたり子どもにわかれやすい教材を工夫したりしながら、「落ちこぼ」れる子どもを何とか出さないようにとがんばっているの

です。しかし、新指導要領は、前出の資料のように、

容赦なく子どもの負担を増大させています。「二年生の算数の場合を例にとると、優に二〇時間分の負担増になると思われます（算数の配当時数は從来通り週四時間です）。これでは、小学校の低学年から、「落ちこぼし」「ふるい分け」を進めようとする内容だと言うしかありません。

実際、新指導要領は、現行指導要領が掲げていた「ゆとりと充実」に替えて、「個性を生かす教育」「児童の実態等に応じ、個に応じた指導」を全体を貫く柱にしています。これは「監教審」の中心テーマそのものですが、中学校の場合でいえば「生徒の実態等に応じ、学習内容の習熟の程度に応じた指導など個に応じた指導方法の工夫改善に務める」（総則6-2-⑤）として、能力別の学級編成を導入できるようにしています。そして、小学校・中学校とも、これまで総則で述べられていた「学力の遅れがちな児童（生徒）」への適切な指導を行う、という字句は削ってしまいました。学力の遅

### 三、「日の丸」「君が代」「天皇敬愛」の

押し付けと学校現場

「個性・特性に応じて」という名で「能力主義」教育を強化する一方、新指導要領は、「日の丸」「君が代」を義務付けし、「天皇への敬愛の念」「人間の力を越えたものに対する畏敬の念」「国際社会に生きる日本人の自覚」などの「心情」を子どもたちに注ぎ込もうとしています。新潟日報はその報道で、いみじくも「ゆとり、一転、愛国心、——教室に統制の色濃く」（八九・一一・〇）と性格付け、タイトルにしました。

新指導要領は、まさに天皇を頂点に置いた「國家」を前面におしたてた内容を盛り込んだといえますが、その背景について大槻健氏（早稲田大学）は「政府・財界は、日本企業が国際競争に勝ち抜いて世界に進出すため、また軍事大国として世界に乗り出していくための『旗印』を必要としている。幼いころから子どもたちに、「すばらしい伝統をもつ日本、天皇がいらっしゃる日本に生まれてきて幸せだ」という誇りを教え、その誇りを「旗印」に利用したいのです」（「赤旗」八

九・二・一一)と指摘しました。

三月一七日文部省は、新指導要領前面実施(小学校九二年度、中学校九三年度)までの期間の「移行措置」を告示しました。それによると、①一年目は、現行要領の枠内で新要領を生かして指導する②二年目から、現行要領に特例を設けて徐々に新要領に切り替える――を原則とするとしていますが、「道徳」と「特別活動」だけはひと足早く、小・中学校とも来年度から本格実施するとしました。これによって、「入学式や卒業式ではその意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国家を齊唱するものとする」(特別活動第3-3)ことが先取りされて義務付けられることになります。西岡文部大臣は指導要領改訂案が公表された二月一〇日の記者会見で、ことさらに「国民の間に国旗・国家が定着していると認識しており、教育現場で児童・生徒に十分認識をもつもらうことは非常に大事なこと」と述べ、「教師がこの指導に反した場合、文部省として処分もありうる」との姿勢を顯示しました(「朝日」八九・二・一)。

六月七日文部省は、指導要領の改訂に合わせて新しい教師用指導書の中身を公表しました。そこには、「君が代」について「わが国の國家の意義の指導に当たっては、憲法に定められた天皇の地位についての指導と

の関連を計りながら、国歌「君が代」は、わが国が繁栄するようにとの願いをこめた歌であることと「理解させる必要がある」と強調されています。これは、「君が代の歌詞は、象徴である天皇陛下を中心として日本國、日本國民がとこしえに繁栄するよう」という意味だと述べた西崎清久元文部省初等中等局長の国会答弁(八七・一二)の趣意とまったく同じです。教務室での「君が代」論争で、「君が代の「君」は「君=あなた」の「君」だなどと強弁する校長もいましたが、もはやその詭弁は通用しなくなりました。

ところで、新潟県内の学校現場はこうした事態にどう対応しようとしているでしょうか。

昨年、新指導要領の骨子が発表(七・二六)されると早速、一学期の終業式で「君が代」を齊唱させた小学校が現れました。入学式、卒業式で「日の丸」の掲揚や「君が代」を歌うことをめぐっては、これまで多くの職員室で議論されてきたところですが、始業式や終業式で「君が代」を歌う学校は少なくとも新潟県内にはなかつたと思います。校長の強硬な意向によるものだということですが、最近の「管理体制強化」の進行がそれを可能にしているといえましょう。

県内の小・中学校で、昨年度(八九年三月)の卒業式に「日の丸」を掲揚し「君が代」を齊唱した学校がど

のくらいあつたかを、県教職員組合が調査しています。

それによりますと、小・中合わせて九七七校のうち回答があつたのは六七二校（回収率六六・八%）だったと

いうことです。『君が代』を掲揚した学校は九七・二%（前年度比一%増）『君が代』を齊唱した学校は九三・一%（前年度比一・三%増）にも上っています。

また、『日の丸』「君が代」の押し付けと切り離せない『天皇への敬愛』の強要は、昭和天皇の死去に際してきわめて具体的にその姿を現しました。県高等学校教職員組合が、昭和天皇の死去に伴う県内公立高校での弔旗掲揚や黙とうなどの実態をまとめていますが、「公立高校百四校のうち、弔旗を掲げたのは九十数校（始業式で）黙とうを行ったのは十二、三校。校長訓話ほぼ全校で行われた」（『新潟日報』八九・一・一一）といいます。小・中学校での実態はつかめませんけれども、先の卒業式での『日の丸』掲揚「君が代」齊唱についてのデーターからみても、おそらく高校のそれを大きく上回るものだつただろうと推測できます。

なお、詳述する紙数を持ちませんが、高等学校の職場では、一月九日の三学期始業式当日緊急に早朝の職員会議を開いて「弔旗の掲揚」や「黙とう」の強要への対応を協議し、ぎりぎりまで校長との折衝を続けたとのいくつかの報告があることを付言しておきます。

#### 四、重なる母親の願いと教師の思い

ここ一～二年、県内の小・中学校では管理体制が急速に強化されてきていると、多くの教師たちが言います。

「初任者研修」の実施もさることながら、若い教師の研究授業では、「指導案検討」の名の下に教師個々の独自性が否定され、授業の画一化をすすめる傾向が強められているようです。「指導案を何回も何回も書き替えさせられると、だんだん自分の指導案でなくなってしまう」と、ほんとに嫌ななつて、こんな嫌になるんなら言われた通りにするかって感じになってしまいます」（本誌一八号「若い教師の座談会」）とは、教職三年目のある小学校教師の訴えです。別の学校の若い女教師の場合には、水道方式で加法の指導をやろうとしたら、年配の女教師から「それは指導要領のわくを越えるものだ。指導要領は最高の文化遺産なんですよ」と言われて、指導案を書き替えさせられたといいます。「指導要領が文化遺産」とは恐れ入った次第ですが、何れにしてもこうした締め付けは、新指導要領の実施に伴って今後益々強まってくるでしょう。現に県教育委員会は今年度から、小・中学校の教科主任クラスに対する年

間三日間ほどの新たな官製「研修」を実施することにしたといいます。三分の一ずつ向こう三年間で全教科主任にこれを課そうというのですが、新指導要領の完全実施に向けて、その趣旨を徹底させようという意図に基づくものであることは明白です。

しかし、政府自民党によるこうした「能力主義」「國家主義」教育の押付けに対しては、県内でもすでに多くの批判の声が上がっています。

先ず新潟県議会では、総務文教委員会で福島富議員（共産）が「新指導要領は「個性を生かす教育」といつて、義務教育の学習力保障を解体して、できる子だけで伸ばし、エリート教育を持ち込み、「落ちこぼれ」を拡大する……。小・中・高・までを含めた道徳教育では「義務」「敬愛」「日本人としての自覚」「愛国心」を強制するなど、これまでの民主教育を国家意思に従わせようというもので、教育基本法を否定するものである」と批判し、「君が代」「日の丸」に従わない教員を処分するなどは、教育の国家統制を強めるものである」と追及しました。

これに対して田中邦正県教育長は「指導要領は法的拘束力を持つが、従わない教員をストレートに処分するということにはならない」と答えるをえなかつたといいます（「赤旗」関東・甲信越版八九・三・一五）。

また、「新潟日報」一月一日の紙面で、ミニコミ誌「にいがた婦人ジャーナル」代表・住安恵子さん（主婦）は次のようにコメントしています。「こうしたものの（指導要領）を決めるのは大体お年寄りの、しかも男性ばかり。本当に悩んでいる人がメンバーに入ることはない。決められてしまえば私たちは何も言えない。子供を預けていれば学校に文句も言えないし、先生も学習指導要領通り授業するしかないのでしょうかね。登校拒否や「落ちこぼれ」が続出するいま、余りギュウギュウにした学校教育をしてほしくないと願うばかりです」と。

それにもしても、地域の教育懇談会などに出てみて感ずることは、最近、指導要領に対する若い母親たちの

## 小さな学校が消えた （地方文化に危機が来る）

三輪定宣・千溝小学校統合問題研究会編著  
(エイデル研究所刊・変B5判・2200円)

※残部あり。 ☎ (025)228-2924

関心が非常に高まっているということです。現に、あちこちで母親たちによる指導要領の学習会が始まっています。特に就学前の子どもや一年生の子どもを持つ親たちの、今日の「偏差値輪切り」体制のなかで果たしてわが子は学校の授業についているのだろうか、という不安は大きく、一人ひとりの子どもを本当にだいじにした教育をして欲しいという願いが、「学校で教わる教育の内容」——指導要領の中身を知りたいという要求と結びついているものと思われます。

一方、厳しい管理体制のなかで手足をがんじがらめに縛られたかにみえる学校現場ですが、指導要領に大きな疑問を持ち、子どもの学力向上と人間形成をめざして、ぎりぎりのところで奮闘している教師たちもまた少なくありません。ある若い教師は自分が教職を選んだ動機について「僕は（免許状の）教科が社会科なのですけれども、今ファミコンなどに熱中している子どもたちに、自分が小さいときから教わってきたように、政治や文化そして平和の問題などもきちんと教えて思つたことも、（僕が）教師を選んだ動機の一つだったと思う」（前掲「若い教師の座談会」）と語っていました。別の教師もまた、「大学の頃からも、わたしは『荒れている子』みたいな子が好きだったのですから、『はづれていく』っていうか、『はづされた』ってい

うか、そういう子どもの気持ちがすごくよく分かるんです。それで、そういう子どもたちと接觸していくたまでは大学で平和教育について少し噛ったものです……もしかして、小学校段階でどれだけそうした芽を育てられるかなあと思って……」（上掲）と述べています。

母親たちの願いと、今述べた若い教師たちの思いは一致しています。このことはたいへん重要です。その「願い」や「思い」をどこかでつなげる手ではないものでしょつか。

地域での「教育・子育て懇談会」、母親グループの「指導要領の勉強会」等々を、親の側からも教師の側からも、積極的に働きかけ組織していく努力が、今求められていると思います。一つひとつはたといしさやかな懇談会であっても、子ども一人ひとりをほんとうに大切にする教育のあり方を問うその小さな輪を、網の目のように県内のあちこちに広げることができたら、それは新潟県の教育を真に子ども本位の教育に変えていくことのできる、大きな力として結実させることができます。

（かたおか ひろし＝県民教育研究所所員）